

2016年度インドIPG 模倣品対策ワーキンググループ報告書

インドにおける模倣品等知的財産侵害に対する

救済手続き概要

～レイドを中心にした刑事上・民事上の救済手続き概要～

2017年3月

インド知的財産研究会 (IPG)
模倣品対策ワーキンググループ

インドにおける模倣品等知的財産侵害に対する

救済手続き概要

～レイドを中心にした刑事上・民事上の救済手続き概要～

目次

<u>内 容</u>	<u>ページ</u>
❖ はじめに	3
❖ 第1章：知的財産侵害対策全般における刑事上の救済手続き概要	4-8
❖ 第2章：刑事上の救済手続きの具体例	
－ケース1：裁判所から令状を取得したケース	9-13
－ケース2：警察に告訴したケース	14-17
－ケース3：未登録商標に基づいてレイドが行われたケース (民事訴訟の事例)	18-20
❖ 第3章：民事上の救済手続き（レイド事例）	
－事例1：登録商標に基づいて行うレイド	21
－事例2：未登録商標に基づいて行うレイド	22
－事例3：登録された著作権に基づいて行うレイド	23
－事例4：未登録の著作権に基づいて行うレイド	24-25
❖ 第4章：知的財産権以外の法律に基づく救済の事例	
－事例5：知的財産権以外の法律に基づいて行うレイド	
1. 詐欺	26
2. 不公正な公告／製品の品質	26-27
3. 医薬品規則に対する違反	27
4. 表示規制違反	27-28
5. 部品メーカーが、販売相手とするべき特定の自動車メーカー 以外のメーカーに「認定標章」で製品を販売する場合	28
6. 小売業者が裏ルートを通じて仕入れ、エンドユーザーに販売 する「偽」部品への対策	28
❖ 第5章：その他	
－1. 保釈の取扱い	29-34
－2. 司法取引の取り扱い方	35-37
❖ メンバー紹介	38

はじめに

インドに進出する日系企業の増加と昨今の日印政府間の経済協力関係の強化に伴い、日本とインドの両国は非常に良好かつ緊密な関係を維持しており、インドにおける日系企業の経済活動も今後益々活発化していくものと予想されます。

加えてインド政府は、2014年9月に策定計画を公表したインド初となる国家知的財産権政策を2016年5月に承認し、国を挙げて知的財産権の創造と保護に取り組む姿勢を明確に打ち出しました。これによりインドにおける知的財産権に係る法律・運用が整備され、在インド日系企業の知的財産活動をさらに促進するものと期待されます。

そのような状況の中で、当模倣品対策ワーキンググループは、企業の知的財産活動の強化・促進の為に知的財産の保護、つまりは知的財産侵害行為に対する救済措置が重要である事に着目し、その手続きの現状について取り纏め、インド知的財産研究会内で共有・有効活用する事により、メンバー各社のインドにおける知的財産活動に資する事に繋がるとの考えに基づき、「インドにおける模倣品等知的財産侵害に対する救済手続き概要～レイドを中心にした刑事上・民事上の救済手続き概要～」を作成する事となりました。

本編は、インドのRNA法律事務所からの多大なる協力を得て、模倣品対策ワーキンググループメンバーにて検討・作成したもので、レイドを中心にした手続きや事例を通じて、インドにおける知的財産侵害に対する救済手続きの概要を記したものです。

作成に当たりご協力を頂いた関係者の皆様には心から感謝すると共に、本書がインド知的財産研究会各社のお役に立てば幸いです。

2017年3月

インド知的財産研究会 (IPG)
模倣品対策ワーキンググループ

第1章：知的財産侵害対策全般における刑事上の救済手続概要

1. 根拠法と犯罪の種類

(1) 商標

1999年商標法では、以下の多様な犯罪を列挙している。

- ①商標を模倣し、商標又は欺罔する程度（deceptively）に類似する標章を商品又は商品を包むパッケージに不正使用すること
- ②商標を模倣するための器具を製造し、所持すること
- ③商品又はサービスに虚偽の取引表示を使用すること
- ④原産国、製造元の名称又は住所に関する虚偽の表示を使用すること
- ⑤商品の原産地表示を偽造、変更又は消去すること
- ⑥虚偽の商標又は虚偽の取引表示が使用される商品（又はサービスも同様である）を販売、賃貸、賃借、若しくは販売するために公開又は販売するために所持すること
- ⑦商標が登録されているものとして偽って表示すること
- ⑧商標庁に関連する事業所を不当に記載すること
- ⑨登録簿への虚偽記載

つまり、上記の犯罪のいずれも告訴することができる。

(2) 著作権

著作権法に基づき、以下の独創性のある著作物が保護され得る。

- a) 言語の著作物
- b) 演劇の著作物
- c) 音楽の著作物
- d) 美術の著作物
- e) 映画フィルム
- f) 録音物

ブランドの所有者にとって、パッケージ、ラベル及び又はロゴ、標章の特別な表示方法は、全て芸術の著作物として認められる。したがって、ブランドの所有者は、警察に告訴する際に（該当する場合に）著作権法に基づく犯罪と商標法に基づく犯罪とを組み合わせることができる。

1957年著作権法では、権利侵害犯罪がなされた、なされている又はなされる可能性が高いと確信する場合において、著作物及び著作物の侵害複製物を製作する目的に使われる金型を令状なく押収する権限を副警部補（sub-inspector）以上の階級の警察官に与えている。押収された複製物及び金型は、治安判事

(Magistrate) に提出する必要がある。

1957年著作権法は、侵害複製物の輸入を防ぎ、そのような侵害複製物が発見されたとされる船、ドック又は施設に立入り、その没収を命ずる権限を著作権登録官 (registrar of copyright) に与えている。

(3) 地理的表示

1999年商品の地理的表示 (登録保護) 法は、以下の様々な犯罪を列挙している。

- ①地理的表示 (GI) を模倣し、GI又は欺罔する程度 (deceptively) に類似するGIを商品又は商品を包むパッケージに不正使用すること
- ②GIを模倣するための器具を製作し、所持すること
- ③原産国、製造元の名称又は住所に関する虚偽の表示を使用すること
- ④商品の原産地表示を偽造、変更又は消去すること
- ⑤虚偽の地理的表示が使用されている商品を販売、賃貸、賃借、若しくは販売するために公開又は販売するために所持すること
- ⑥地理的表示が登録されているものとして偽って表示すること
- ⑦GIの登録に関連するものとして事業所を不当に記載すること
- ⑧登録簿への虚偽記載

つまり、上記の犯罪のいずれも告訴することができる。

(4) 特許

特許侵害は刑事罰の対象でない。

2. 刑罰

(1) 商標

(A) 刑罰の内容

1999年商標法によって罪とされる前述の①～⑥の犯罪は、6か月以上3年以下の禁固に処し、5万ルピーの罰金以上20万ルピー以下の罰金を併科する。しかしながら、適切かつ特別な理由がある場合、裁判所は、書面により、これよりも軽い刑罰を科すことができる。⑦の犯罪は、3年以下の禁固若しくは罰金又は併科により処罰され得る。⑧、⑨の犯罪は2年以下の禁固若しくは罰金又は併科により処罰され得る。

商標法では、再犯及び各累犯の有罪の宣告について、さらに重い罰を規定している。そのような場合における禁固刑の刑期は1年以上3年以下、罰金は10万ルピー以上20万ルピー以下とする。しかしながら、適切かつ特別な理由がある場合、裁判所は、書面により、これよりも軽い刑罰を科すことができる。

(B) 刑罰の実例

Mohammad Khalil vs. State of Maharashtra (AIR 1982 IPLR 25 (Bombay))において、Duke's社が1889年以来炭酸水に使用している標章「DUKE's」の所有者であった。告訴人は、被疑者が標章「DEW's」をエンボス加工したボトルに詰めた炭酸水の販売に従事していたことを知り、1958年取引商品法の第78条(a)と第79条に基づき告訴した。3500個のボトルが、被疑者の敷地内から押収された。裁判所は、被疑者が、第78条(a)と第79条に基づく罪を犯したと判示し、1000ルピーの罰金を課した。

この刑罰は、1958年取引商品法(旧法)に基づいて科されたものの、同法は、1999年商標法が2003年に発効した後、今では廃止されている。1958年取引商品法の第78条と第79条は、量刑が強化された点を除き、1999年商標法の第103条と第104条に逐語的に対応している。

注 - 刑が実際に科されるに至る事件は多くはなく、「司法取引」プロセスを通じて和解する事件が殆どであったり、ブランドの所有者が問題を起訴し、処罰を求めるという方法を取らなかったりする。(司法取引については、後掲P35「第5章2. 司法取引の取り扱い方」参照。)

(2) 著作権

(A) 刑罰の内容

著作権法に基づく犯罪は、7日以上3年以下の禁固と5万ルピー以上20万ルピー以下の罰金により処罰され得る。しかしながら、適切かつ特別な理由がある場合、裁判所は、書面により、これよりも軽い刑罰を科することができる。

法では、再犯及び各累犯の有罪の宣告についてより重い罰を規定している。このような場合の刑期は1年以上3年以下であるものの、10万ルピー以上20万ルピー以下の罰金が併科される場合もある。裁判所には、判決において、適切かつ特別な理由を記録し、より軽い刑罰を科す裁量権がある。

(B) 刑罰の実例

-State vs. Nethaji and Others (2006年C.C. 第84号、Pondicherry首席治安判事(Chief Judicial Magistrate)による2007年4月3日付け決定)

被疑者は、映画の制作者からも、権限のある当局からも著作物の使用権を得ることなく、一般市民への販売を目的としてタミル映画の侵害に従事していた。警察は、被疑者が、1957年著作権法の第63条と第65条により処罰され得る罪を犯したと主張した。Pondicherry首席治安判事(2007年4月3日付けの判決を見よ)は、1957年著作権法の第63条に基づき被疑者(被告)を有罪とし、そのそれぞれに対して6か月の軽禁固刑(simple imprisonment)、そして1万ルピーの罰金又はその支払の不履行時における追加的な6か月の軽禁固刑を宣告した。

-State vs. Amit Kumar (デリー首都副主席治安判事(Additional Chief Metropolitan Magistrate, Delhi)による2009年5月26日付けの判決)

被疑者は、英語/ヒンディー語の映画、歌及びポルノDVD/VCDなど、各種CD/DVDを販売目的で展

示した。調べた結果、合計 776 点の様々なヒンディー語映画、411 点の様々な英語の映画の DVD、1220 点の様々なヒンディー語の映画及び歌の VCD、900 点の MP3 オーディオ CD と 174 点のポルノ DVD/VCD が警察によって押収された。こうした製品は、著作権法により義務付けられている法定の条件を備えていなかった。1957 年著作権法の第 63 条に基づく犯罪について、2 名の被疑者にそれぞれ 6 か月の軽禁固刑と 5 万ルピーの罰金が言い渡された。罰金の支払の不履行時には、さらにそれぞれ 45 日間の軽禁固刑が科される。

-State vs. Bijender Singh Rathore (デリー首都副首席治安判事による2009年5月27日付けの判決)

被疑者Brijender Singh Rathoreは、1957年著作権法の第63条と第65条に基づき処罰され得る犯罪により有罪判決を受けた(2009年5月27日付けの命令を見よ)。被疑者は、1957年著作権法の第63条に基づき処罰され得る犯罪についてそれぞれ6か月の軽禁固刑、そして5万ルピーの罰金又はその支払不履行時におけるさらに45日間の軽禁固刑が言い渡された。さらに、1957年著作権法の第65条に基づき処罰され得る犯罪について3か月の軽禁固刑、そして5000ルピーの罰金又はその支払不履行時におけるさらに15日間の軽禁固刑が言い渡された。

(3) 地理的表示

(A) 刑罰の内容

1999年商品の地理的表示(登録保護)法によって罪とされる前述の①～⑤の犯罪は、6か月以上3年以下の禁固と、5万ルピー以上20万ルピー以下の罰金である。しかしながら、適切かつ特別な理由がある場合、裁判所は、書面により、これよりも軽い刑罰を科することができる。⑥の犯罪は、3年以下の禁固若しくは罰金又は併科により処罰され得る。⑦、⑧の犯罪は、3年以下の禁固若しくは罰金又は併科により処罰され得る。

法では、再犯及び各累犯の有罪の宣告についてより重い罰を規定している。このような場合の禁固は1年以上3年以下であるものの、10万ルピー以上20万ルピー以下の罰金が併科される場合もある。裁判所には、判決において、適切かつ特別な理由を記録し、より軽い刑罰を科す裁量権がある。

(B) 刑罰の実例

地理的表示法はまだ揺籃期にあり、この法律はまだ変化し続けている。今日まで、警察が行動した事例は報告されていない。したがって、地理的表示法については報告できる事例がない。

3. 民事上の救済手続と比較した場合における刑事上の救済手続の利点

- ①民事訴訟と比べて、告訴するために必要な書類の量が少なく、書類の内容も簡素である。
- ②レイド(摘発)から模倣者の即時逮捕に至る場合がある。
- ③レイドは、商品の押収につながる。したがって、侵害者の金銭的損失を引き起こす。
- ④警察のレイドから逮捕に至った場合、社会的な不名誉を伴う。
- ⑤レイドの効果として、レイドの対象とされなかった者でも、法律問題や警察との関わりを避けるために

模倣品の販売を止めるに至る可能性がある。

有名なフットウェア、アパレル、製菓会社を代理してデリー、ルディアナ（パンジャブ州）、ジャイプール（ラジャスタン州）、ムンバイ（マハラシュトラ州）などの地元市場に存在した多数の侵害製品を告訴した事例がある。告訴後に、当事者の構内で警察がレイドを行い、膨大な量の侵害品の在庫を回収した。また、一部の事例では、被疑者がすぐに拘束された。

近所の商店に侵害製品が存在するかどうかを確認するため、1か月後に同じ市場を訪れて、同じ市場の近隣の店舗から侵害品の在庫が消えたのを観察した事例がある。様々な店主にざっくばらんに質問した結果、市場において模倣／侵害品在庫が警察に押収されたことについて知っていることが判明した。店主たちは、警察による在庫の押収後、司法手続に巻き込まれたり、警察による取締りの対象となったりしなくなかったため、自分たちの敷地内から侵害品を撤去したと述べた。

4. 民事上の救済手続と比べた刑事上の救済手続の欠点

①警察の知識の不足

警察は、複雑な知的財産権法に精通していない。このため、（小都市の）地元の多くの警察署は、告訴を取り扱うことに消極的である。警察は、レイド後、起訴するために報告書を作成し、治安判事に提示する必要がある。知識不足から、法律上の理由で起訴に失敗する場合もある。

②警察の腐敗

模倣者が賄賂を使った場合、レイドの当初の効果がすぐに失われる場合がある。

③情報の漏洩

これは、警察と関わる場合の一般的な問題であるが、レイドを行うかなり前に警察が市場及び特定の商人に警告できるので、やはり腐敗を引き起こす恐れがある。

④地元警察にとってIP（知的財産）事件の優先順位が低い

警察は、殺人及び窃盗などの犯罪に関わる事件で忙殺されている。このため、警察にとってIP犯罪の優先順位がそれほど高くない、もしくは警察がIP犯罪を十分に真剣に扱っていない。

⑤有罪率が低い

裁判所の治安判事の抱える事件の量は膨大であり、知的財産事件の割合は極めて小さい。これと、紛争の主題に関する治安判事の知識不足とが相まって、絶え間のない延期につながっている。未処理事件の多さ、そして起訴書作成や証拠収集の場面における警察と検察官との協調性の不足から、有罪獲得までの進捗は遅く、なかなか有罪につながらない。

事件の審理が長期間保留されている事例もある。製菓会社の依頼人に関係するもので、告訴後に第一次情報報告書（FIR）が2004年と2006年に登録されたものの、上述の理由、特に5番目に指摘した欠点から保留されている事件が複数存在する。

第2章：刑事上の救済手続きの具体例

刑事上のレイドとしては、裁判所から令状を取得するレイドと警察に告訴するレイドとの2通りがある。なお、未登録商標に対しては、刑事上のレイドを行う事に消極的な為、民事上でのレイド事例を記載する。

ケース1：裁判所から令状を取得したケース

1. 概要

被疑者が同一標章を使用するアパレルをデリーで販売したことに異議を唱え、アパレルとフットウェアで有名な多国籍企業を代理してデリー地方裁判所に不特定の人々を2015年3月に告訴した。

多国籍企業（Complainant）の代理人が模倣品の画像を提出し、真正品と模倣品のサンプルも裁判所に提出した。裁判官は、証拠を吟味し、警察に対して第一次情報報告書（FIR）を登録し、事件を捜査するように指示した。また、被疑者の施設を訪れ、正式な報告書を2週間以内に提出するよう警察に指示した。

2. 法規定

（1）商標権侵害

商標権侵害は、1999年商標法の第102条、第103条、第104条、第105条、第107条、第108条及び第109条並びに1860年インド刑法（Indian Penal Code, 1860、以下「刑法」）の第120B条、第415条、第420条、第479条、第481条、第482条、第485及び第486条に基づいて刑事告訴し、起訴することができる。さらに、警察が被疑者の施設に立入り、施設が施錠されていればこじ開け、事件を捜査するために模倣品を押収することを許可する捜索令状の発行を受けるためには刑事訴訟法（Code of Criminal Procedure, 1973、以下「刑事訴訟法」）の第156条（3）・第93条に基づく申請を行う必要がある。また、裁判所は、正式な報告書を提出するよう警察に指示する。

（2）著作権侵害

著作権侵害の刑事告訴は、1860年インド刑法・著作権法の第63条から第68条までに基づいて行うことができる。さらに、警察が被疑者の施設に立入り、施設が施錠されていればこじ開け、事件を捜査するために模倣品を押収することを許可する捜索令状の発行のために刑事訴訟法の第156条（3）・第93条に基づく申請を行う必要がある。

（3）地理的表示侵害

地理的表示侵害の刑事告訴は、1999年地理的表示（登録保護）法の第38条から第45条までに基づいて行うことができる。

3. 一般的な手順

①ブランドの所有者が地区裁判所に告訴する。告訴を受けるための裁判管轄権（犯罪が行われた場所で決まる）が決定される。例えばデリーは六つの裁判地区に分かれ、各地区には、例えばTis Hazari裁判所（デリー中部と西部）、Patiala House裁判所（ニューデリー地区）、Karkardooma裁判所（デリー東部、北東部及びシャーダラ）、Rohini裁判所、Dwarka裁判所及びSaket裁判所などの地区裁判所がある。

告訴状提出の際に、1973年刑事訴訟法93条・156条（3）による申立てを行うことにより、警察が被疑者の所有地立入り・（所有地が施錠されている場合には）錠前破壊・捜査のための模倣品差押えを許可する捜索令状を裁判所（Matistrate Court）が発令する。

②裁判所は告訴内容を考慮した後、警察に対して第一次情報報告書（FIR）を登録し、模倣品の在庫を蓄え、模倣品を販売及び又は製造する当事者を捜査し、模倣品を押収するために被疑者の施設に立ち入るよう指示することができる。警察は、捜査とレイド手続の結果について裁判所に正式な報告書を提出する必要がある。警察は、捜査が完了し次第、報告書を提出する。

③模倣品が押収された場合、警察は、被疑者を直ちに逮捕する。警察は、憲法の第22条（2）に従い、被疑者を逮捕後24時間以内に治安判事の前に連行する必要がある。治安判事は、被疑者をさらなる尋問のための警察による身柄拘束（PC, Police Custody）か、裁判所による身柄拘束（JC, Judicial Custody）に付す。被疑者は、保釈を請求することができ、知的財産権事件では一般に保釈が認められる。

④その後、起訴内容の枠組みが作られる。そこで、告訴人の供述を記録し、登録証を提出し、反対尋問を行うため、証人として出廷するよう告訴人に求める。同様に、警察も、被疑者を取調べ、出廷させて反対尋問を行う。

⑤また、警察は、事実関係を確認し、検証するため、FIRに証人として署名した者を召喚することができる。告訴状の裏付け資料として、模倣品を分析した企業の品質管理（Quality Control:QC）ラボから得た報告書が提出されている場合、報告書に署名するQC担当者は、報告書を証明するために出廷する必要があり、被疑者による反対尋問を受ける場合がある。

【参考情報1】FIRへの証人としての署名は必須なのか？

証人によるFIRへの署名は必須ではない。一般的に、FIRへの署名は告訴人、調査官及びFIRが登録される警察署の担当者が行う。証人の署名は通常、FIRに記載される押収メモ（押収された商品のリスト）になされる。

【参考情報2】FIRへの証人としての署名者は権利者企業の社員でなければならないのか？

代理人ではいけないのか？

署名者は権利者企業の社員である必要は無い。権利者企業は、委任状を使って、告訴状へ署名する

権限を弁護士又は子会社の従業員に委譲することができる。署名権限を委譲できるのは、権利者企業において委譲権限を与えられた者でなければならない。

【参考情報3】 FIRへ署名した証人は、出廷したり被疑者による反対尋問を受ける必要があるのか？

拒否は出来るのか？

その通り。証人として署名した者は、証拠の登録や反対尋問のために出廷する必要がある。もし出廷しなかった場合は、それは不利に捉えられる。

【参考情報4】 Report from QC lab of the company どのような場合に求められるのか？

企業のQCラボからの報告は、全ての案件で必要なわけではない。しかし、外観から模倣品であることを判断できない場合は必要となる。例えば、コンテナで使われた（コンテナを洗浄するのに使われた）潤滑油が販売された場合の様に。

【参考情報5】 QC person は、出廷したり被疑者による反対尋問を受ける事を拒否出来るのか？

もしQC personが出廷を拒否したら、被疑者は報告が証明されていないと主張して、有罪判決を得られなくなるかもしれない。

⑥公判手続の完了後、事件の最終弁論が行われ、判決が言い渡される。被疑者が有罪判決を受けた場合には、1999年商標法、1957年著作権法及び1999年地理的表示法に基づき規定される禁固及び又は罰金が科される可能性がある。

【参考情報6】 レイドに成功してから判決まで、大体どれくらいの期間が掛かるものなのか？

大量の未処理案件のために、判決までは7-10年掛かりうる。しかし、もし司法取引で解決が図れるなら、告訴から1-2年で結論がでるかもしれない。

インド社会の状況では、模倣品が事業所から押収された結果として収監又は逮捕されただけでも、それに伴う不名誉が大きな抑止力として作用する。

4. どのような場面／条件で令状が必要になるか。

- ①サービス標章の複製、例えばレストランのサービスに関連する登録商標の使用など
- ②登録標章が、色の組合せや立体標章である場合
- ③軽微な変更であれ同一ではない類似標章が複製された場合、例えばTOSHIBHAの使用に関する事件。

5. 令状が必要な州

一般に、警察には、正規の令状／裁判所の命令がなくても自発的にレイドを実施できる。ある法律事務所の経験によれば、デリーの警察は、レイドを行う前に裁判所から令状を取得することを要求してくる。

6. 令状が必要とされる知的財産権の種類：

商標、著作権、地理的表示

7. 令状の取得、申請からレイドまでの期間

一般に、事件は、告訴から1週間以内に裁判所で審理するために事件簿に記載される。警察当局が事件をさらに捜査する必要があると裁判所が確信する場合、裁判所は、被疑者の施設を訪れるよう警察に指示する令状を最初の公判期日に発行する。警察は、令状／裁判所の命令の取得後2-5営業日以内にレイドを行う。(つまり、告訴状提出から審理まで1週間、審理からレイドまで2-5日ということになる。)

建国記念日を祝う国家的行事などの特別な任務のために警察を配備するなどの切迫する理由がある場合にはレイドが延期される。警察を巡回任務に展開することが必要とされるような法と秩序に関わる深刻な事態。それにより捜索を実施する警察官が確保できない場合。このような場合における告訴は、保留され、捜索と押収（レイド）を行う時期が延期される結果になる。

また、デリーにおいては、刑事部の経済犯罪支部が膨大な量の未処理事件を抱えており、また令状を取得してからレイドを実行するまでに30-45日かかる場合がある。

8. レイドの成功率

レイドの成功率は、70-80%と推定される。

9. 警察に告訴する場合との比較において令状を取得する利点

(警察に告訴する場合の手続きは、後掲P14「ケース2：警察に告訴したケース」参照)

- ①裁判所の命令では、捜索押収命令に有効期限を設けているため、警察にもタイムリーに行動する圧力が働く。
- ②裁判所の命令であるため、警察は、(1999年商標法の第115条(4)に基づく)商標登録官の許可を必要とせず、その点でも時間の節約になり、レイドのプロセスが迅速化される。

10. 警察に告訴する場合との比較において令状を取得することの欠点

- ①裁判所に告訴して令状を取得する方が必要な文書処理量が多く、告訴状／請求の陳述とともに膨大な量の文書を提出する必要がある。
- ②裁判所から令状を取得しようとする、模倣品を扱う侵害者の所在を明確にするよう指示し、被疑者所

在地の管轄裁判所に告訴状を提出するように言われることがある。すなわち、知財事件に明るくないかもしれない裁判所を相手にする場合は、手続きが円滑に進まないかもしれない。そして警察は、裁判所の命令が発出されるまで侵害品／サービスを捜索し、押収するために被疑者の施設を訪れるのを渋りがちであるため、レイドの時期が延期されることにもなる。

1 1. 裁判所から令状を取得することによってレイドを成功させるためのヒント／アドバイス／戦略

- ①被疑者を特定するために行う捜査には信頼性が要求され、レイドを実際に行う前に被疑者の再チェックを行うべきである。
- ②登録証、委任状、模倣品及び真正品のサンプルに関する文書を告訴状に添付するべきである。
- ③真正品と模倣品との違いに関する表形式のチャートを告訴状に添付するべきである。また、該当する場合には、ラボの分析報告書を告訴状とともに提出する場合がある。
- ④警察が知的財産法の詳細に精通していない点を考慮すると、警察が告訴／告訴状と裁判所が発行する令状の内容を容易に把握できるよう、告訴状は単純かつ簡潔な表現を用いるべきである。
- ⑤情報の漏洩を防ぐため、告訴状では、実際の標的に言及するべきではなく、製品が様々な市場で提供されている事実を（市場の名称とともに）主張するべきである。
- ⑥起訴するために警察から提出された報告書が説得力を備えかつ完全なものとなるよう、商品の分析を含む一切の文書をレイド後に提出するべきである。

ケース 2：警察に告訴したケース

1. 法規定

(1) 商標権侵害

商標権侵害は、1999年商標法 第102条、第103条、第104条、第105条、第107条、第108条及び第109条並びに刑法の第120B条、第415条、第420条、第479条、第481条、第482条、第485及び第486条に基づいて刑事告訴し、起訴することができる。

(2) 著作権侵害

著作権侵害の刑事告訴は、刑法の規定とともに読む著作権法の第63条から第68条に基づいて行うことができる。

(3) 地理的表示侵害

地理的表示侵害の刑事告訴は、1999年地理的表示（登録保護）法の第38条から第45条に基づいて行うことができる。

2. 一般的な手順

- ①模倣品が販売されている、または相手方の倉庫もしくは製造拠点のある地域を管轄する警察署へ告訴する。
- ②告訴内容を確認の上警察がレイドを実施して侵害品を押収し、その後、当該レイドおよび押収した侵害品の数量といった詳細が記載された第一次情報報告書（FIR）が登録される。警察によるレイドが実施されるとその案件は州の管轄となり、ブランドオーナーの手を離れ、検察官が担当する。警察は、捜査とレイド手続の結果について裁判所に正式な報告書を提出することが求められる。警察は、捜査が完了し次第報告書を提出する。
- ③模倣品が押収された場合、警察は、被疑者を直ちに逮捕する。警察は、憲法の第22条（2）に従い、被疑者を逮捕後24時間以内に下級判事の前に連行する必要がある。下級判事は、さらなる尋問のため被疑者を警察に身柄を拘束するか、裁判所に身柄を拘束する。被疑者は保釈を請求することができ、知的財産権事件では一般に保釈が認められる。
- ④その後、起訴内容が整理される。その際告訴人は証人として出廷を求められ、陳述の記録、登録証の提出および反対尋問が行われる。同様に、警察も被疑者の取り調べと尋問を行う。
- ⑤また、警察はFIRに証人として署名した者を召喚して、事実関係の確認と検証をすることができる。模倣品を分析している企業のQCラボからの報告書によって告訴が裏付けられた場合、その報告書に署名したQC担当者は、報告書を立証するために出廷しなければならず、被疑者による反対尋問を受ける場合がある。
- ⑥公判手続の完了後、事件の最終弁論が行われ、判決が言い渡される。被疑者が有罪判決を受けた場合に

は、1999年商標法、1957年著作権法及び1999年地理的表示法に基づき規定される禁固刑及び又は罰金が科される可能性がある。

3. 警察に告訴することのできる条件

1999年商標法、1957年著作権法及び1999年地理的表示（登録保護）法の規定に対する違反が存在する場合には現地の警察に告訴することができる。

告訴する際に以下の文書を添付する必要がある。

- ①インドの商標登録証の写し
- ②インドの著作権登録証があれば、それ又は、海外の登録証の写し。いずれかのWTO加盟国で登録してさえいれば、著作権侵害を理由とする告訴を裏付けるのに十分である。
- ③納品書、雑誌広告、新聞、過去に取得した有利な裁判所の命令等の写しなど、標章ののれんと評判を裏付ける証拠

4. 警察に告訴することのできる州

インドの全ての州で現地の警察に告訴することができる。しかしながら、一部の州では、商業犯罪を扱う特別な班を設置しており、やはりIP（知的財産権）事件を取り扱っている。例えばコルカタ（西ベンガル州）は、特別な執行支部を設置している。同様に、ムンバイ（マハラシュトラ州）には刑事部があり、ルディアナ（パンジャブ州）には犯罪捜査班がある。多くの州は、特別な班や支部を置いておらず、その場合、模倣品が販売されているか、当事者の倉庫や製造拠点が存在する管轄区域の警察署を窓口にする必要がある。特別対策班の場合、問題への理解度が高いため、こうした班が存在すれば、IPの所有者にとって模倣品に対する捜索を実施するのが容易になる。

5. 捜索に令状が要求される州

一般に、警察は、告訴時に必要な書類が提出されていれば、告訴に応じ、レイドを実施する用意がある。しかしながら、デリーでは、警察が、被疑者の施設に立入り、施設が施錠されていればこじ開け、事件を捜査するために模倣品を押収することを可能にする裁判所の命令を取得するよう要求する。

6. このような告訴を行うことによって保護することができる知的財産権の種類

商標、著作権、地理的表示は、警察に刑事告訴することによって保護することができる。

7. そうした告訴から捜索までの期間

一般に、レイドは、警察に告訴してから2-7営業日以内に警察が行う。

民事訴訟（詐称通用）を通じて命令を得る場合、訴状を提出してから2-4日かかる。裁判官は、事件の事実関係及び状況を考慮した後、最初の審問日に裁判所の財産保全管理人を任命する命令を発出することができる。一般に、民事上のレイドは、裁判所が命令を発出してから1-4日以内に裁判所の財産保全管理人が行う。

8. 登録商標に基づいたレイドの成功率

商標登録に関する書類に不備がなく、反対当事者の商品が明らかに模倣されている場合において、レイドの成功率が70-80%だと推定している。建国記念日を祝う国家的行事などの特別な任務のために警察を配備するなどの切迫する理由がある場合には搜索が延期される。警察を巡回任務に展開することが必要とされるような法と秩序に関わる深刻な事態。それにより搜索を実施する警察官が確保できない場合。このような場合における告訴は、保留され、搜索とレイドを行う時期が延期される結果になる。

9. 裁判所から令状を取得する場合との比較において警察に告訴する利点

- ①告訴にはそれほど事務処理が要求されず、必要書類の点でより簡便である。
- ②プロセスがより迅速であるため、搜索押収令状を得ることに費やされる時間を節約することができる。

10. 裁判所から令状を取得する場合との比較において警察に告訴する場合の欠点

- ①地元警察にとってのIP事件の優先順位が低い。警察は、殺人及び窃盗などの犯罪に関わる事件で忙殺されている。このため、警察にとって、IP犯罪の優先順位が高くないか、十分に真剣に扱っていない。このため、警察がレイドを行うのが大幅に遅れる場合がある。
- ②自分たちに直接行われた告訴が商標侵害犯罪にしか関与しない場合、警察は行動するのを渋りがちである。警察は事件に対応する前に商標登録局の意見を求める。これにより、実際にレイドが行われる時期が遅れる。
- ③警察との交渉は容易でなく、時間がかかる。

11. 警察に告訴することでレイドを成功させるためのヒント／アドバイス／戦略

- ①標的を特定するために行う捜査には信頼性が要求され、レイドを実際に行う前に標的の再チェックを行うべきである。
- ②登録証、委任状、模倣品及び真正品のサンプルに関する文書を告訴状に添付するべきである。
- ③真正品と模倣品との違いに関する表形式のチャートを告訴状に添付するべきである。また、該当する場合には、QCラボの分析報告書を告訴状とともに提出する場合がある。
- ④警察が知的財産法の詳細に精通していない点を考慮すると、警察が告訴の内容を容易に把握できるよう、告訴状は単純かつ簡潔な表現を用いるべきである。

- ⑤情報の漏洩を防ぐため、告訴状では、実際の標的に言及すべきではなく、製品が様々な市場で提供されている事実を（市場の名称とともに）主張すべきである。
- ⑥起訴するために警察から提出された報告書が説得力を備えかつ完全なものとなるよう、商品の分析を含む一切の文書を捜索後に提出すべきである。

ケース3：未登録商標に基づいてレイドが行われたケース（民事訴訟の事例）

I. 刑事上のレイド（摘発）

一般に、現地の警察は、未登録商標に基づいて刑事上のレイドを行うことに消極的である。警察は、告訴する段階で商標登録証の写しを提出することを要求する。1999年商標法では、商標が登録されていることを要件とはしていないものの、実際には、ブランドの所有者が商標に関する排他的な権利を主張するためには、告訴する際に根拠となる商標の登録証の写しを提出するよう警察が要求する。

商標権侵害は、1999年商標法の第102条、第103条、第104条、第105条、第107条、第108条及び第109条並びに刑法の第120B条、第415条、第420条、第479条、第481条、第482条、第485及び第486条に基づいて刑事告訴し、起訴することができる。

II. 裁判所の任命する受任者による搜索を伴う「詐称通用」の民事訴訟

1. 概要

警察は未登録商標に基づいてレイドを行うことに消極的であるため、ブランドの所有者は、自分たちのブランドを保護するために「詐称通用」の民事上の救済手続に訴える。

詐称通用は、コモンロー（判例法）上の権利であり、1999年商標法のもとで明確に定義されていない。詐称通用行為は、何人にも、他の者の商品を自らの商品であると表示する権利がないという原理に基づいている。つまり、人が、他の者のものであるかのように見せかけて自らの商品又はサービスを販売することは許されない。したがって、標章が未登録の場合、未登録商標に付随するのれんを保護するため、詐称通用によるコモンロー上の救済手続が使われる。詐称通用行為の重要な要素は以下の通りである。

- ①商人が取引の過程で行う虚偽の陳述であり、
- ②商人の見込み顧客又は商人が供給する商品又はサービスの最終的な消費者を対象とし、
- ③別な商人の事業又はのれんを傷つけるために計算された行為であって、合理的に予測できるものであり、
- ④訴訟を提起する当該別な商人の事業又はのれんへの現実の損害を引き起こすか、予防的訴訟では、当該別な商人への損害を引き起こす可能性が高い（ことをその者が警戒し又は理解している）場合

商標法第27条(2)では、自らの商品／サービスを別な者が提供する商品／サービスとして詐称通用させる者に対抗する商標の所有者のコモンロー上の権利が認識されている。商標法第135条では、詐称通用行為に対して利用できる救済手続を定めている。

2. 手続

ブランドの所有者／原告は、模倣品を捜索し、詐称通用に対する民事訴訟を提起する段階において、被告の施設を訪れ、帳簿を検査し、押収した全ての商品の目録を作成する裁判所の職員（裁判所の受任者／財産保全管理人とも呼ばれる）を任命するために裁判所の許可を求める申立てを行うことを選択できる。送達を受けると被告が商品を売却したり、商品を撤去したりする可能性が高いため、裁判所の受任者／財産保全管理人を任命する必要があることについて裁判所を納得させることに原告が成功した場合、裁判所は、裁判所の受任者／財産保全管理人を任命するための命令を発出し、レイドに裁判所の財産保全管理人を同伴するよう現地の警察に指示するものとする。裁判所の財産保全管理人は、レイドを行った後で、レイド手続の結果、押収品の数量及び押収品が保管されている場所に言及する報告書を裁判所に提出する必要がある。詐称通用に対する民事訴訟は、1999年商標法の第27条（2）、第134条（1）、第135条に基づいて提起することができる。

3. 未登録商標に基づいて行うレイドの例

後掲 P24 「第3章事例4：未登録の著作権に基づいて行うレイド」参照

4. 未登録商標に基づいてレイドを実施するための要件

前述のように、現地の警察は、一般に、未登録商標に基づいてレイドを行うことに消極的である。しかしながら、民事訴訟法の命令26規則9に定めるように詐称通用訴訟を提起することにより、民事ルートでレイドを行うこともできる。言い換えれば、レイドは、裁判所の財産保全管理人を任命する命令を裁判所から取得した後に行うこともできる。詐称通用の民事訴訟を提起する段階で以下の書類を同封することができる。

- ①請求書と広告で裏付けられたインド／全世界における未登録商標の過去5年間の年間売上高と宣伝広告費。
- ②ブランド／標章が公表された可能性のあるスポーツイベント又は特別なイベントのスポンサーシップの詳細。
- ③商品が販売／提供されている小売店の数に関する情報。
- ④FacebookやTwitter等などのソーシャルメディアにおけるブランドの存在。
- ⑤登録証数点の写しとともに世界的な商標登録のリスト（があれば）。
- ⑥標章が「著名／有名」とであると宣言する外国法域の裁判所／審判所の命令（があれば、）その写し

5. 未登録商標に基づいてレイドが行われている州

前述のように、現地の警察は、未登録商標に基づいて捜索を行うことに消極的である。しかしながら、地方裁判所／高等裁判所から特別な命令を得た後に民事裁判所を通じて（未登録商標に基づく）レイドを実施することができる。

6. レイドの成功率

レイドの成功率を70-80%だと推定している。民事上のレイドを行う時に裁判所の財産保全管理人が警察の保護を求めた場合、レイドが延期される場合がある。建国記念日を祝う国家的行事、政党の集会、警察を巡回任務に展開することが必要とされるような法と秩序に関わる深刻な事態などの特別な任務のために警察を配備するなどの理由で延期される場合がある。このような場合、レイドが保留され、搜索と押収を行う時期が遅れる結果になる。

7. 登録商標と比べた場合における未登録商標に基づいて行われるレイドの利点および欠点


救済手続は、侵害訴訟（登録商標と同一／欺罔する程度（deceptively）に類似する第三者による標章の使用）と、詐称通用訴訟（未登録商標と同一／欺罔する程度（deceptively）に類似する第三者による標章の使用）とで同じである。

前述のように、ブランドの所有者の標章が登録されていない場合、警察は、一般に刑事上のレイドを行うのを渋りがちという欠点がある。一方、ブランドの所有者の商標が1999年商標法に基づいて登録されている場合、模倣品を押収し、目録を作成するために被告の施設を訪れる（詐称通用行為における）裁判所の財産保全管理人を任命する命令を得るのは容易という利点がある。

第3章：民事上の救済手続き（レイド事例）


事例1：登録商標に基づいて行うレイド

Puma SE & Another vs. Pasco Sports & Others - デリー高等裁判所 CS (COMM) 69/2015 - 2015年12月23日付の命令


プーマ SE（原告）は、商標 PUMA 及び （以下デザイン）を使ったフットウェアなどの様々な製品を製造、マーケティング及び販売する事業に従事し、インドにおいて、商標 PUMA 及びデザインは 1977 年から登録されている。

パスコスポート（被告）は、消費者を欺罔させる程度に類似する商標「PAMA」を採用し、また、原告のデザインを複製した。被告の標章の表示を以下に示す。



デリー高等裁判所は、被告に対して標章  の使用を禁じた。同時に、裁判所は、侵害材料の目録を作成し押収するために、被告の施設を訪れる現地の受任者を任命した。



レイドの間に、侵害標章  を使用するおよそ 600 点の衣類を被告の施設から押収した。

事例 2：未登録商標に基づいて行うレイド

Reebok International Limited & Another vs. Sethi Shoe Company - 2011年7月20日付けの命令
リーボック・インターナショナル・リミテッド（原告）は、フットウェアを含む様々な製品の製造に従事していた。原告は、1958年にREEBOK標章を採用した。原告は、2009年12月に自社製の靴に独特な立体標章を採用した。靴底の独特な形状は、標章REEBOK及びZIGTECHを使って販売する靴の識別標識となり、マーケティング用のスローガンREEZIGとして親しまれていた。

被告は、同一の立体標章を付した靴の輸入、卸し、販売に従事していた。原告の商標登録出願がまだ係属していたため、これは詐称通用行為（Passing Off:パッシングオフ）であった。

原告は、靴底の独特な形状を備える出願中標章に存在する自らの権利を保護するために訴訟を提起した。原告と被告の競合する標章、及び製品の画像は以下の通りである。

<u>原告の立体標章</u>	<u>被告の立体標章</u>
	

裁判所は、同一の立体標章又は原告の立体標章と欺罔する程度（deceptively）に類似する他の立体標章を使った靴または類似する商品を製造、販売、マーケティングすることを被告に禁じた。同時に、裁判所は、侵害材料の目録を作成し押収するために、被告の施設を訪れる現地の受任者を任命した。

事例 3：登録された著作権に基づいて行うレイド

Servewell Products Pvt. Ltd. and Another vs. Dolphin - デリー高等裁判所 CS (OS) 49/2010 - 2010 年 1 月 15 日付けの命令

原告は、家庭用台所用品、メラミン化粧板の給仕用トレー及び食器を設計、開発、製造、マーケティングし、輸出する事業に従事していた。

原告は、トレーに組み込まれた独創的な美術の著作物に関する著作権の登録所有者であった。美術の著作物は、登録番号 A-84938/09、A-84939/09、A-84940/09、A-84941/09、A-84942/09、A-84943/09、A-84944/09、A-84945/09、A-84946/09、A-84918/09、A-84919/09 の主要部分であった。さらに、原告は、トレーの独特で個性的なデザイン、意匠登録番号 217625 の要部の登録所有者でもあった。原告は、被告が市販するトレーに表示されるデザインが、原告が製造／販売するトレーに見られる美術の著作物の複製物であるとして、被告に対して自らの著作権登録の侵害につき、訴訟を提起した。また、原告は、被告がトレーの形状につき、自らの意匠を侵害したと主張した。

2010 年 1 月 15 日付けの命令によると、裁判所は、美術の著作物 A-84938/09、A-84939/09、A-84940/09、A-84941/09、A-84942/09、A-84943/09、A-84944/09、A-84945/09、A-84946/09、A-84918/09、A-84919/09 の描画を含むとともに、原告が所有する意匠登録番号 217625 の意匠の要部を描画する給仕用トレー又は他の同類の又は関連する商品を取り扱うことを被告に禁じた。同時に、裁判所は、侵害商品及びその関連資料を押収するために被告の施設を訪れる現地の受任者を任命した。

レイドの間に、独創的な美術の著作物に存在する原告の著作権を侵害する段ボール箱 147 箱分が押収された。



事例 4：未登録の著作権に基づいて行うレイド

Raghav Lifestyle Products vs. Vailankali Enterprises - デリー高等裁判所 CS (COMM) 11/2015 - 2015
 年 12 月 2 日付けの命令

Raghav Lifestyle Products (原告) は、歯ブラシ、ひげそり用ブラシ、整髪用ブラシ、その他の個人用の身繕い品の製造、供給、及び輸出に従事していた。原告は、出願中の歯ブラシの立体商標に係る権利を保護するために訴訟を提起した。被告は、同一の立体標章とパッケージを使用する歯ブラシの製造、マーケティング及び販売に従事していた。

原告は、歯ブラシについて分類 21 の立体標章の（出願番号 2982217、2010 年 7 月 6 日以降の使用を主張する）商標登録出願を 2015 年 6 月 9 日に行った。この形状を採用したのは原告が最初であった。さらに、原告の歯ブラシのパッケージには赤と青を使った独特な色が使われていた。原告は、独特な色の組合せを使った商品デザイン全体を自らが所有しており、著作権法の第 2 条 (c) に基づく美術の著作物としてパッケージに著作権保護を受ける権利が自らにあると主張した。さらに、原告は、他のいかなる者にも原告のものに類似するパッケージで製品を製造・販売する権利はないと主張した。

原告と被告の競合する標章、そして製品のパッケージの画像は以下の通りである。

原告の立体標章	被告の立体標章
	

原告の製品と被告の製品のパッケージ

原告の製品	被告の製品
	

裁判所は、同一の立体標章により歯ブラシを製造、販売、マーケティングすることを被告に禁じた。さらに、被告は、原告に対する著作権侵害に相当する、原告のパッケージの色の組合せを複製した歯ブラシのパッケージを使うことを禁じられた。

同時に、裁判所は、侵害材料の目録を作成、押収するために、被告の施設を訪れる現地の受任者を任命した。レイドの間に、被告の施設からおよそ 1700 点の侵害品の歯ブラシと、類似するパッケージが押収された。

第4章：知的財産権以外の法律に基づく救済の事例

事例5：知的財産権以外の法律に基づいて行うレイド

1. 詐欺

(1) 概要

1860年インド刑法 (Indian Penal Code, 1860、以下「刑法」) では、「詐欺」という用語について定義されていない。刑法第25条では、「不正で詐欺的な」(fraudulently) という単語を定義付けようとしており、詐欺する意図がない限り、詐欺には当たらないと言及している。しかしながら、刑法第415条～第420条までは欺瞞 (Cheating)、第421条～第424条までは不正行為 (fraudulent acts) に関連する犯罪を扱っている。

(2) 詐欺の事例

Agnes Global Technologies 社 (以下、「Agnes 社」) のマネージング・ディレクターは、第三者が Agnes 社の機密データを共有していたことについて顧客からの通報を受けたため、警察のサイバー犯罪対策部に告訴した。また、Agnes 社は、2500 万ルピー相当の企業秘密がライバル企業に渡ったことを発見した。警察は、事件を捜査することに合意し、徹底的な捜査の後、Agnes 社から貴重なデータを窃盗したとして、同社の従業員を逮捕した (刑法第406条、第408条、第419条、第420条とともに、IT 法第66C条、第66D条及び第72A条) に基づく。また、警察は、ペンドライブと従業員の携帯電話を押収した。いずれも会社から盗まれたデータが含まれていた。

2. 不公正な広告 (例：品質が広告で謳っているよりも劣っている場合) / 製品の品質 (例：安全性に関する要件を満たしていない場合)

(1) 概要

1940年医薬品化粧品法第22条は、検査官に次の権限を与えている。

- ① 医薬品又は化粧品を販売、在庫として蓄え、卸し、販売することを申し出るための施設を検査すること
- ② 製造／販売、在庫として抱え、販売することを申し出、当該薬剤又は化粧品を購入者又は荷受人に輸送、納品又は納品する準備を整える過程にある者から仕入れる過程にある医薬品又は化粧品からサンプルを採取すること
- ③ 完了したか、進行中の犯罪の目的となっている医薬品／化粧品を運ぶために使われていると検査官が信ずるに足る理由のある車両、船舶又は他の輸送手段を停止させ、搜索し、医薬品／化粧品を所持している者に当該医薬品／化粧品の在庫を処分しないよう命ずること
- ④ 一切の記録、登録、文書又は他の重要な対象を調べ、犯行の証拠になる可能性があると思えるに足る理由がある場合に押収すること

- ⑤完了したか、進行中の犯罪の目的となっていると検査官が信ずるに足る理由のある医薬品又は化粧品の販売又は卸を目的とする製造、在庫、販売するための展示、販売の申出又は卸に関連する記録、登録又は他の文書を作成するよう人に要求すること

(2) 不公正な広告／製品の品質の事例

医薬品管理局は、2012年に、髪の手毛を助けると謳う一部の「アーユルヴェーダ」ヘアオイルが、実際には髪の手毛を引き起こしたという多数の苦情申出を受けた。また、一部の「アーユルヴェーダ」スキンケアクリームや化粧水も悪評だった。これらの製品は、有名人によるプロモーションを行っており、テレビと印刷メディアで宣伝していた。

医薬品管理当局は、「アーユルヴェーダ」医薬品化粧品メーカーを対象とするケーララ州全域にわたる同時のレイドを行った際に、約500万ルピー相当のヘアオイル、スキンケアオイル、フェイスクリームその他の製品を押収した。医薬品管理局のアーユルヴェーダとアロパシーの両方の部門の職員がレイドに参加した。製造部門に立ち入り捜索し、1940年医薬品化粧品法及び1954年医薬品魔術治療（疑問の余地がある広告）法に基づいて複数の事件が登録された。

3. 医薬品規則に対する違反（例えば、ライセンスが発行されていないなど）

(1) 概要

1940年医薬品化粧品法第18条(c)は、医薬品を製造、販売を申し出、販売する目的で発行されたライセンスの条件に従って医薬品を製造、申し出、販売しなければならないと述べている。1940年医薬品化粧品法第27条(b)(ii)は、ライセンスなしに医薬品を販売／製造した場合の罰則を規定する。犯罪は、1年以上3年未満の禁固と5000ルピーの罰金に処される。

(2) 医薬品規則に対する違反の事例

ハイデラバード（テランガーナ州）に拠点を置く Indomedix Formulations（以下、「Indomedix社」）は、必須医薬品をライセンスなしに製造し、卸していた。Indomedix社は、小袋に詰めた粉末状の10種類の医薬品をライセンスなしで製造していた。その医薬品は、全国の様々な企業によって販売されていた。その医薬品は、下痢、くる病、そして副甲状腺機能亢進症の治療に役立つとされていた。同社は、食品を調理するためのライセンスしか取得していなかった。医薬品検査官のチームが2013年1月に Indomedix社の施設を捜索した。

医薬品管理局（DCA）によるハブシグューダ（テランガーナ州）にある、Indomedi社のレイド中に有効なライセンスなしに製造された50万ルピー相当の医薬品が押収された。さらに、段ボール箱10箱分、50万ルピー相当の医薬品、包装材料及び機械部品が同社の敷地内から押収された。同社は、研究開発施設を備えず、押収した医薬品が本質的にまがいものであるかどうかを確認するために押収したサンプルをDCAの研究室に送った。

4. 表示規制違反（例えば、最高小売価格（以下、「MRP」）に言及しなかったり、メートルの代わりにインチを使っていた）

(1) 概要

2011 年法定計量法により、MRP、製造／輸入の年月、商品の共通又は一般名称、標準重量及びパッケージメーカーの社名と住所に言及する義務があった。2011 年法定計量法第 15 条では、検査し、押収する権限を計量局の局長、管理官 (Controller) 又は職員に与えている。

(2) 表示規制違反の事例

顧客からの頻繁な苦情申立に応じ、vs. Gopal Reddy 警察副長官 (DGP) 兼計量局管理官 (Additional Director General of Police (DGP) and Controller of Legal Metrology) が編成した四つの特別チームが 2013 年にハイデラバードの様々な場所 (アビッツ、アマーペット、カチェギューダ及びマダプル) にあるモールでレイドを行い、人々が規範を遵守することなく、とりわけ、ドライフルーツ、クッキーなどのパッケージ入り商品を販売していることが判明した。

商店主の大半が、メーカーに関する詳細、包装日、MRP、顧客ケア番号その他の詳細を記載せずに商品を販売していることが判明した。ある店舗からは 200 万ルピー相当のフットウェアを押収した一方、パン屋がフルーツケーキの価格に上乘せし過ぎていることが判明した。

5. 部品メーカーが、販売相手とするべき特定の自動車メーカー以外のメーカーに「認定標章」で製品を販売する場合 (証明標章を取得するための費用は自動車メーカーが負担する)

部品メーカーは、当該特定自動車メーカーに対して、(当該特定自動車メーカー以外の) 他の者に「証明標章」を使用する商品を販売しない責任を負っている。他の者に部品を販売すると契約違反だとみなされ、そうした行為は、自動車メーカーの証明標章を使用する商品を常習的に販売した場合に損害賠償責任を負うことを自動車メーカーが部品メーカーと合意する旨の厳格な条項を定めることによって監視できる。

6. 小売業者が裏ルートを通じて仕入れ、エンドユーザーに販売する「偽」部品への対策

エンドユーザーに「偽」部品を販売する小売業者に対抗して、民事及び又は刑事訴訟を提起することが望ましい。刑事訴訟を提起するための手続は、第 2 章で説明済である。

第5章：その他

1. 保釈の取扱い

(1) 概要

「保釈」とは、(保釈金の預託により、) 特定の犯罪の被疑者の将来の公判への出廷を確保し、必要な時又は指示された時に、随時裁判所の管轄内に留まるように強制するのと引換えに、被疑者の身柄の解放を実現するプロセスである。1973 年刑事訴訟法 (Code of Criminal Procedure, 1973、以下「刑事訴訟法」) では、被疑者の解放を実現するために支払われるべき保釈金の額に言及していない。保釈の保証書の額の上限は、裁判所の裁量で決定される。保釈された者が、指定された期日に出廷しなかった場合、保釈金が没収される。保釈された場合でも、犯罪容疑により逮捕された被疑者としての立場に変わりはない。

刑事訴訟法の中では、保釈の定義が示されていない。刑事訴訟法に基づく保釈は、被疑者の犯罪容疑の種類で分かれる。刑法 (Indian Penal Code, 1860、以下、「刑法」) では、犯罪を保釈可能な犯罪と保釈不可能な犯罪の 2 種類に分けている。

①保釈可能な犯罪とは、その性質がそれほど重大だとは考えられていないものである。保釈可能な犯罪の場合には、保釈を請求し、認められることは被疑者の権利の問題であるため、被疑者に保釈を認める必要がある。次の場合、その者に保釈を認めることができる。

i) 保釈可能な犯罪で告訴されている場合

ii) 被疑者が警察署の担当官によって令状なしに逮捕若しくは拘束され又は裁判所に出廷するか若しくは連行された場合

iii) 保釈可能な犯罪の告訴状又は警察の調書の対象となり又はそのような犯罪の被疑者である場合

iv) 警察官による身柄拘束中又は裁判所の手続のいずれかの段階において、被疑者について保釈される条件が整っている場合

②刑事訴訟法第 436 条では、官吏又は裁判所が妥当だと判断した場合に、その者を保証人のない保釈の個人保証書のみで解放できると定めている。しかし、人が出廷の期日や場所など、保釈の保証書の条件に違反した場合、裁判所は、同一事件について、後の機会にその者が裁判所に出廷した際に、保釈によりその者の身柄を解放することを却下又はその者を拘束することができる。

保釈不可能な犯罪の場合には、保釈を認めるか、却下するかは裁判所の裁量の問題である一方、裁判所が保釈を認め得ることも意味する。被疑者が権利として請求できないことが唯一の違いである。保

積不可能な犯罪の場合、犯罪の被疑者は、保釈を認められるべき理由について説明する申立てを行う必要がある。裁判所は、保釈を認めるべきだと確信する場合、弁論を聞いた後に命令を発出する。その段階で、弁護人を介して記入し、保証人が正式に署名した保釈の保証書を提出しなければならない。被疑者が出廷中であれば、裁判所で解放され、被疑者が監獄に収監中の場合には、保釈命令が当該監獄に伝達される。

③刑事訴訟法第 437 条は、保釈不可能な犯罪の場合において裁判所が保釈を許可又は却下する裁量権を行使するための一定の基本的な基準を定めている。

④刑事訴訟法第 438 条は、「先行保釈」、すなわち本来期間が短い場合も含め、収監を回避するために逮捕を受け入れる条件として被疑者に保釈請求を認める場合について論じている。先行保釈を認めるか却下するかも裁判所の裁量である点に留意しなければならない。

Niranjan Singh vs. Prabhakar (1980 SCC (2) 559) では、保釈請求を考慮している間は、事件の本案に係る証拠や提出書類の詳細な検討を避けるべきだと判示した。

(2) 保釈される可能性のある者

保釈を認め又は却下する命令は中間判決である。保釈を却下する命令は最終命令ではない。(状況に応じ、また警察の捜査が完了しているかに応じて、) 同じ手続のある段階では保釈が却下され、後の段階では認められる場合もある。任意の段階で保釈を撤回又は変更又は取り消すことさえできる。保釈に関する決定は、手続を終了させず、その事件における決定の論点を決めるものでもないため、最終的な命令ではない。

(3) 保釈請求に対する命令の効果

保釈請求に対する命令は、被疑者又は犯罪で有罪判決を受けた者の有罪か無罪かを最終的に決定するものではない。このような命令は、単に審問や公判の係属中、また、有罪判決を受けた者の控訴期間中にその自由を制限する絶対的必要性がないことを前提にしているに過ぎない。このような命令は、判決ではない。保釈により請求人を解放することを却下する命令が発出されても、そのことは、保釈を求める新たな請求の審問を妨げる事由とはならない。

(4) 保釈を許可するための考慮事項

Prashanta Kumar Sarkar vs. Ashish Chatterjee & Another (AIR 2011 SC 274) において、最高裁判所は、保釈請求を考慮する際に次の要因を念頭に置くべきであると判示した。

- ①被疑者が罪を犯したと判断すべき一応の又は合理的な理由があるかどうか、
- ②告訴の性質と重大さ、

- ③有罪判決を受けた場合の刑の重さ、
- ④保釈した場合に被疑者が失踪又は逃亡する危険性、
- ⑤被疑者の性格、態度、資力、地位及び当事者適格、
- ⑥犯罪を繰り返す可能性、
- ⑦証人が影響される合理的なおそれ、及び
- ⑧当然であるが、保釈を認めることによって裁判がゆがめられる危険性。

(5) 収監ではなく保釈の原則

法律に明確に違反した場合を除き、人の自由を奪ってはならないことが、インドの裁判制度の基本原則である。最高裁判所は、収監ではなく保釈が原則であることを指摘する複数の判例を示してきた。

1977年9月20日に決定した State of Rajasthan vs. Baichand (1977 AIR 2447) において、最高裁判所は、裁判から逃亡するか、裁判の経過がゆがめられるか、犯罪が繰り返されるか、証人を威嚇するなどの形で他の問題が発生すること示唆する事情がある場合を除き、収監ではなく保釈が原則であると判示した。保釈が却下される場合、それは憲法第 21 条によって保証される個人の身体的自由への制限である以上、そのような却下は稀である必要がある。

要するに、「収監ではなく保釈」を目安とすべきであり、このことは、裁判所が保釈を認めるために可能な限り努力し、例外的な事情がある場合にのみ保釈が却下されるべきであることを意味する。

(6) 刑事訴訟法別表 1 における犯罪の分類

刑事訴訟法別表 1 では、法律に基づく犯罪を次のように分類している。

区分	犯罪の説明	審理可能性	保釈可能性	第一審裁判所
I	死刑、終身刑、又は 7 年超の禁固に処される場合	はい	いいえ	民事控訴院
II	3 年以上 7 年以下の禁固に処される場合	はい	いいえ	第一級治安判事裁判所 (Magistrate of first class)
II	3 年未満の禁固又は罰金にのみ処される場合	いいえ	はい	任意の治安判事裁判所

(7) IP 犯罪に関連して様々な裁判所が下した決定

- ①デリー高等裁判所は著作権法の第 63 条に基づく犯罪が保釈可能な犯罪であると述べている

2013年3月20日に決定された *State Govt. of NCT of Delhi vs. Naresh Kumar Garg* (2011 (46) PTC 114 Delhi) の場合、著作権法第63条に基づいて処罰すべき罪が刑事訴訟法に基づいて保釈可能な犯罪であるか、保釈不可能な犯罪であるか否かがデリー高等裁判所において争点になった。

この事件では、模倣品の在庫及び販売につき、警察が商標法第103条及び第104条とともに、著作権法第63条に基づき Naresh Kumar に対する第一次情報報告書を提出した。Naresh Kumar は犯罪による逮捕を予期し、先行保釈を請求したものの、治安判事は、著作権法第63条は保釈可能な犯罪であり、先行保釈を認める必要はないと判示し、先行保釈請求を棄却した。

国は、治安判事の発出した命令を遺憾とし、著作権法第63条に基づく犯罪が3年以下の禁固と20万ルピー以下の罰金に処されるため、著作権法第63条に基づく犯罪が刑事訴訟法における審理可能かつ保釈不可能な犯罪であると反論する現在の申立てを（検察官を通じて）行った。

国は、*Jitendra Prasad Singh vs. State of Assam* 2003 (26) PTC 486 (Gau.) において、著作権法第63条に基づく犯罪が保釈不可能であると判示したガウハーティ高等裁判所（アッサム州）の命令と1962年関税法第135条(1)(ii)に基づく犯罪が保釈不可能であるとした *C.K. Boban vs. Union of India*, (2005 CrL. L.J. 2801) におけるケーララ州高等裁判所の判決を根拠とした。

デリー高等裁判所は、国の主張に同意せず、関税法第135条(1)(ii)に基づき3年以下の禁固若しくは罰金に処され又は併科され得る犯罪が保釈可能な犯罪であると判示した *Avinash Bhosle vs. Union of India* における最高裁判所判決に根拠とした。また、アンドラ・プラデシュ州高等裁判所は、*Marnath Vyas vs. State of Andhra Pradesh* (2007 CrL.L.J. 2025) において、著作権法第63条に基づく犯罪が保釈可能だと判示した。

高等裁判所（2013年3月20日付けの命令を見よ）は、最高裁判所の定めた上記の原則を適用し、著作権法第63条に基づく犯罪が保釈可能な犯罪であると判示した。

治安判事裁判所における起訴事件が有罪判決につながるのが遅い点を考慮すると、この判決はIP所有者にとって後退である。また、模倣品／著作権侵害品の販売／在庫を保釈可能な犯罪に分類した場合、逮捕されることへの当事者の不安の抑止力としての効果が弱まる。

②偽医薬品の製造／流通に係る事件においてラージャスターン州高等裁判所が保釈請求を却下した

(ラージャスターン州高等裁判所が 2012 年 12 月 15 日に決定した) Rajesh Purohit @ Bholiya vs. State において、ジョードプル警察とジョードプル医薬品管理局は、偽のメローCD、メロスル (メロペネム注射の取引に関する情報を得た。Nakoda Medicos 薬局の搜索を 2012 年 5 月 26 日に行い、注射が偽物ではないかという疑いに基づき、それらの製品を押収した。薬局のオーナーが逮捕された。その後、囚になった者が受けた偽の注射の販売を理由にして他の一部薬局も搜索し、そうした薬局から偽の注射を回収した。刑法、商標法及び医薬品化粧品法に基づく様々な犯罪に関する第一次情報報告書 (FIR 番号 59/2012) が登録された。(刑法第 274 条、第 275 条、第 276 条、第 120B 条、第 420 条並びに商標法第 103 条及び第 104 条並びに医薬品化粧品法 17B 条及び第 27 条)。また、捜査の結果、医薬品管理局の職員及び警察官が押収した注射と、メローCD 及びメロスルとして囚の者に販売されたものが偽物であることが判明した。分析報告書から、注射に救命効果のある塩の存在が確認できなかったことが判明した。逮捕された被疑者 (薬局の所有者) は、問題の注射を原告 Rajesh Purohit @ Bholiya から仕入れたことを示す請求書を捜査する警察官に提出した。これに基づいて (原告) が逮捕された。原告は裁判所に保釈を請求した。

また、収集した証拠から、問題の偽の注射を原告が製造していたことも判明した。また、原告が、偽の注射の模倣及び偽造ラベル及び箱の印刷も手配していたことを示す証拠も収集された。また、原告が、会社 (Arion Healthcare) の公式サイトからラベルのデザインをダウンロードする目的で共同被疑者のサービスを利用した後、箱の印刷を注文し、模倣ラベルを使用する箱に模倣伝票を貼付した後で偽の注射を包装したことを示す証拠も収集された。また、捜査する過程で原告の所持する 1016 点の模倣ラベル及び詐欺的な標章を使用した 30 個の箱が回収された。また、模倣ラベル及び箱を調達する目的で原告が送信した電子メールも証拠として収集された。前記証拠の収集後、原告は、その問題で収監された。

裁判所は、原告の保釈請求を却下し、次のように判示した。

- (i) 原告が、偽医薬品のメーカーかつ販売代理店であり、それによって疑うことを知らない罪のない病気の人々の生命を危険にさらしたことを示す十分な証拠があること。
- (ii) 偽の箱及びラベルを印刷させただけでなく、それを偽の医薬品とともに包装し、様々なディーラーに卸したのも原告であることを示す決定的証拠が記録されていること。
- (iii) 被疑者の行為は、無実の市民の生命を損なう凶悪犯罪に区分されるため、保釈される資格がないこと。被疑者が保釈された場合、その極悪な活動に再度手を染める危険性が極めて高いこと。

(8) レイド (摘発) 後の保釈の取扱い

レイドが行われ、第一次情報報告書（以下「FIR」）が警察署に記録された後、逮捕された当事者は保釈を請求する。押収した量が多く、捜査している間に倉庫／在庫拠点を含む当事者の流通網を捜索する必要があると思われた場合、検察官は（国／警察に代わって）保釈に反対する。また、押収品が食品及び医薬品である場合、治安判事は、保釈を認めることに消極的である。それ以外の場合には、一般に治安判事が保釈を認める。当事者が累犯者であるか、又は当事者の拘束期間を伸ばすことで他の商人に強力なメッセージを送るのに役立つなどの戦略的な理由から保釈に反対するべきであるとブランドの所有者が判断した場合、検察官とともに出廷、保釈に反対するよう弁護士に求める。

2. 司法取引の取り扱い方

(1) はじめに

インドでは、刑事裁判が確定するまでに 1 日、数週間、数か月、時には数年かかるのに対し、有罪答弁であれば数分で手配できる。言い換えれば、「司法取引」とは、被告の有罪答弁を引き出すために検察官が持ちかける取引である。司法取引とは、公判前における被疑者と検察との交渉であり、その間に被疑者は、刑を軽くすると引換えに有罪を認めることに同意するものと定義することができる。

司法取引の概念は、2005 年刑法改正法によって導入された。これは、2006 年 7 月 5 日に発効した。この改正により、刑事訴訟法に新たに第 XXI A 章（第 265A 条～第 265L 条）が導入された。

(2) 取引の種類

「司法取引」は、2 種類に分かれる。最初の区分は「起訴内容の取引」であり、これは、被疑者による有罪答弁と引換えに、被疑者に対して提起されている起訴内容の一部を軽減又は取り下げる旨の検察官による約束である。

二番目の区分である「刑の取引」は、被疑者による有罪答弁と引換えに、特定の刑を求刑するか、求刑を控える旨の検察官による約束を指す。

(3) 適用性

次の場合は司法取引が適用されない

- ①7 年超の禁固により処罰される犯罪の場合、
- ②犯罪が女性や 14 歳未満の子に対する社会経済的犯罪である場合。

また、司法取引に基づいて裁判所が命令を発出した場合、以後、その命令をいかなる裁判所にも上訴できない。しかしながら、憲法第 226 条及び第 227 条に基づく高等裁判所への申立て又は最高裁判所への特別許可の申立ては、被疑者に対して提起することができる。

被疑者が行う司法取引の申立てには、その事件に関係する犯罪を含む、当該申立てに関係する事件に関する簡潔な詳細を含め、被疑者が自発的に申立てを行うことを選択し、被疑者が同一の犯罪について疑われている場合には、裁判所によってまだ有罪判決を受けたことがない旨を記載し、被疑者が宣誓した宣誓供述書を添付する。裁判所は、そこで、司法取引のために設定した期日を該当する検察官、事件の捜査官、事件の被害者及び被疑者に通知する。裁判所は、当事者が出廷した際、被疑者が自発的に申し立てたことを確認するために裁判官室で被疑者を尋問し、その際に事件の他の当事者は同室してはならない。

警察の調書に基づいて開始された事件の場合、裁判所は、事件の満足のいくような処理を見出すための会議に参加するよう求める通知を当該検察官、事件の捜査官、事件の被害者及び被疑者に行う。苦情申立事件

の場合、裁判所は、被疑者と事件の被害者に通知する。

第 265C 条に基づく会議において、事件の満足のいくような処理を見出すことができた場合、裁判所は、当該処理の報告書を作成し、これに裁判長と会議に参加した他の全ての者が署名する。しかしながら、そのような処理を見出せない場合、裁判所は、その旨の所見を記録し、当該事件において第 265B 条 (1) に基づく申立てがなされた段階からさらに手続を進める。

裁判長と会議の当事者が署名した報告書を作成することで第 265D 条に基づく手続が完了した後、裁判所は、量刑又は改悛の情によるか又は説諭後の保護観察による被疑者の解放の可否について当事者に問わなければならない。裁判所は、刑法規定に基づく保護観察により被疑者を解放するか又は刑を宣告して被疑者を処罰することができる。裁判所は、被疑者を処罰する一方、犯罪について規定される処罰の四分の一から半分の刑を宣告することができる。

裁判所は、公開の法廷において第 265E 条に関係する判決を言い渡す。

(4) 利点

- ① 刑事事件の迅速な処理
- ② 時間を節約でき、司法が重大／凶悪な犯罪に関わる事件に集中することができること
- ③ 両当事者の訴訟費用を節約できること
- ④ 刑務所の混雑が緩和されること
- ⑤ 現在のシナリオでは、刑事事件の 80-90% が後の段階における無罪判決をもたらすため、司法取引の手続に従うことが不可欠であること
- ⑥ 被疑者が無実であれば、自分の罪を認めるようになるため、重犯罪者と被疑者を一緒にしておくことが公正ではないこと

(5) 欠点

- ① 司法取引の過程に警察を関与させることが無実の人々を強制することにつながる可能性があること
- ② 被疑者による司法取引の申立てが却下された場合、被疑者にとって自らが無実であることを証明することが大幅に難しくなること
- ③ 裁判所が司法取引の過程に関与することにより、裁判所の公平性に疑いが生ずること
- ④ 司法取引の過程に被害者を関与させることで腐敗を招くこと

(6) 事例

- ① Vijay Moses Das vs. CBI (刑事上の取消申立て (Criminal Misc. Application) 第 1037/2006 号) においてウッタラーカンド州高等裁判所 (Praffula Pant 判事) は、2010 年 3 月に司法取引の概念を認め、刑法第 420 条、第 468 条及び第 471 条に基づいて被疑者が起訴された。上記事件において、被疑者は、ONGC (被害者) に品質の劣った材料を、それも間違っただけに供給し、それにより ONGC に多大な損失を与えた。

被疑者に対する刑事訴訟を提起することで CBI（検察）を通じて捜査が行われた。ONGC も CBI も司法取引の申立てに異存がなかったという事実にもかかわらず、第一審裁判所は、被疑者が第 265B 条に基づく宣誓供述書を提出しておらず、補償額を設定していなかったことを理由に申立てを却下した。高等裁判所は、司法取引の申立てを認容するよう第一審裁判所に指示することにより、刑事上の取消申立て（miscellaneous application）を認めた。

②治安判事裁判所は、2011 年 5 月 25 日に司法取引の申立てを認容し、2010 年に開催された国際宝石ショーから 6600 万ルピー相当のダイヤモンドを盗んだ容疑で告訴された外国人 4 名に対する有罪判決を下し、21 か月の重禁固刑を科した。このような場合の刑期は、通常、最高で 7 年である。4 名の外国人は、罪を認めた後にエスプラネード（マハラシュトラ州）にある第 37 号裁判所により有罪判決を受け、刑事訴訟法の規定に基づく司法取引を求めた（Times of India の報道）。

③ムンバイ高等裁判所は、被疑者が行った司法取引の申立てについて判断している間の 2011 年 7 月 13 日に、刑事訴訟法に規定される手続に裁判所が裁量の余地なく従うべきだと判示し、滞在許可期間超過事件において第一級裁判所（first class court）の治安判事（以下「JMFC」）が外国人に対して発出した命令を取り消した。高等裁判所は、決定を破棄し、JMFC に差し戻した。裁判所は、刑事訴訟法第 XXIA 章に規定される手続に従っていないと判示した。ナイジェリア国籍の Okeke Nwabueze Nnabuike は、JMFC 裁判所によって発出された命令を高等裁判所に上訴した。Nnabuike は、刑事訴訟法第 265-B 条に基づき、JMFC において司法取引を求める申立てを行った。検察官補及び捜査官が異議を申し立てなかった事実に基づき、JMFC 裁判所は、命令を発出した（Times of India、2011 年 7 月 13 日）。

（7）結論

司法取引により問題の全てが解決されることはないものの、被疑者への処罰の重さが軽減される。司法取引は奨励されるべきであり、係属中の事件を解決するために司法取引による救済を利用するよう当事者に奨励するべきである。司法取引を導入することは、公判中の収監者の数を迅速に減らし、公判をするかどうかにかかわらず、有罪の数を増やすための近道である。司法取引を歓迎する者が極めて少なく、それ以外の者が放棄している以上、司法取引は間違いなく議論の余地のある概念である。それでも、インドの裁判所における訴訟が期間を要し、複雑なプロセスである点を考慮すれば、司法取引は、その欠点にもかかわらず、係属中の未処理事件を解消するのに大いに役立つ。

注釈：本稿は、2015 年 3 月末日現在の情報に基づく

メンバー紹介

模倣品対策 WG リーダー

NACHI KG TECHNOLOGY INDIA (在籍当時)

小林寛明

(2014年12月-2016年8月)

パナソニックインド

野田佳伸

(2016年8月-)

模倣品対策 WG メンバー

マルチスズキインディア

野崎 晃一

マルチスズキインディア (在籍当時)

佐野晃生

キヤノンインディア

原耕三

トヨタ自動車株式会社

大矢翔二郎

トヨタ自動車株式会社

遠藤雅人

日立アジア社

瀧本翔

タイガー魔法瓶 (株)

松本雅男

DENSO INTERNATIONAL INDIA PVT. LTD.

桜井弘明

川崎重工業(株)

池田雅之

川崎重工業(株)

小出祥二郎

株式会社クボタ ニューデリー事務所

上田純也

株式会社クボタ ニューデリー事務所

レッカ・パリワル

第一三共インド

小林慶行

凸版印刷株式会社

伊藤伸一

凸版印刷株式会社

佐藤友康

NACHI TECHNOLOGY INDIA PVT LTD

町哲一

アサツー ディ・ケイ

岡本圭司

スズキ株式会社

渥美好二

日東電工インド

南方大介

日東電工インド

谷口真一

インド知的財産研究会事務局

JETRO ニューデリー事務所

菅原洋平

JETRO ニューデリー事務所

大谷仁郎

JETRO ニューデリー事務所

檜崎聖子

JETRO ニューデリー事務所

Vaishali Jain